

令和 6年10月 9日

ひょうごで働こう！U J I ターン広報・就職促進事業における姫路市地方就職
支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県地域創生戦略及び姫路市総合計画に基づき、東京圏の大学を卒業した学生の姫路市内への移住を伴う県内就職を支援するため、兵庫県と協働して行うひょうごで働こう！U J I ターン広報・就職促進事業において、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（以下「東京圏」という。）内の大学を卒業し、又は大学院を修了して、姫路市に移住した者又は移住する見込みの者が、地方就職支援金の支給要件を満たした場合に、地方就職支援金を交付するに当たり、兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領及び姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者要件)

第2条 地方就職支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、別表に規定する要件を全て満たす者とする。

(地方就職支援金の額)

第3条 地方就職支援金の額は、就業先の企業等に就職するための活動に要した交通費（公共交通機関を利用した際に発生するものに限る。以下同じ。）の額（就業先の企業等から交通費が支給される場合にあつては、当該交通費の額を控除した額）に相当する額及び就職のため姫路市内へ移住する際に要した移転費（生活の用に供する家具その他の資産の運送に要した費用をいう。以下同じ。）の額（就業先の企業等から移転費が支給される場合にあつては、当該移転費の額を控除した額）に相当する額の合計額とし、当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

2 前項の地方就職支援金の額の上限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 交通費 16,000円

(2) 移転費 108,000円

(交付の申請)

第4条 地方就職支援金の交付を受けようとする者は、当該交付を受けようとする年度の4月1日から2月末日までの間に、地方就職支援金交付申請書（様式第1号、様式第1号の2又は様式第1号の3）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 就業証明書（様式第2号）

(2) 大学を卒業し、又は大学院を修了したことを証する書類（大学又は大学院（以下「大学等」）の在学中に交通費を申請する場合にあっては、当該大学等に在学していることを証する書類）

(3) 交通費又は移転費の領収書

(4) 本人確認書類

(5) 第2条に規定する要件を満たすことを証する書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、地方就職支援金の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、地方就職学生支援事業における姫路市地方就職支援金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する

2 審査の結果、地方就職支援金を交付しないことを決定したときは、その旨を書面により申請者に通知する。

(交付)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定を受けた後、速やかに、地方就職支援金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、第4条の規定による申請の日から3か月以内に、交付決定者に地方就職支援金を支払うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 交付決定者は、交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、地方就職支援金交付決定通知書再交付申請書（様式第5号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による再交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに地方就職学生支援事業における姫路市地方就職支援金交付決定通知書（再交付）（様式第6号）を申請者に交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第8条 市長は、地方就職支援金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、又は立入調査を行うことができる。

（交付決定の取消し及び返還）

第9条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、地方就職支援金の交付決定を取り消すことができる。ただし、内定先の企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

(2) 就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に要件を満たす別の企業に就業する場合を除く。）

(3) 在学中に交通費を申請した場合において、地方就職支援金の申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかったとき。

(4) 在学中に交通費を申請した場合において、地方就職支援金の申請日から1年以内に姫路市に転入しなかったとき。

(5) 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める日から1年以内に姫路市以外の市区町村に転出した場合

ア 住民票を移して転出した者 姫路市への転入日

イ 住民票を移さず転出した者 就業開始日又は申請日のいずれか遅い日

2 市長は、前項の規定により地方就職支援金の交付決定の全部を取り消した場合において、既に地方就職支援金が支払われているときは、その全額について、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(返還の特例)

第10条 交付決定者が、前条第1項第5号に規定する場合において、姫路市から兵庫県内の他の事業実施市町へ転出したときは、第9条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により返還すべき額の4分の3については返還を求めないものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

<p>移住元に関する要件</p>	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 大学等の卒業年度又は修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村又は平成22年に実施した国勢調査の結果と令和2年に実施した国勢調査結果を比較して人口が10%以上減少した市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に所在するキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学等を卒業し、又は修了していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、当該大学等を卒業する見込みであること。</p> <p>(2) 大学等の卒業年度又は修了年度において、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に継続して在住していること。</p>
<p>移住先に関する要件</p>	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 令和6年4月1日以後に姫路市内に移住したこと。ただし、在学中に交通費を申請する場合には、同日以後に姫路市内に移住する意思を有していること。</p>

	<p>(2) 次に掲げる区分の場合に応じ、それぞれ次に定める期間に申請を行うこと。</p> <p>ア 在学中に交通費を申請する場合 就業開始予定日前1年以内</p> <p>イ 当該地方就職支援金に係る県に対する国の地方未来交付金の交付決定前であったことにより、卒業日又は修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内に申請を行うことができなかつた場合 当該交付決定があつた日から、当該日の属する年度の4月1日から卒業・修了日から1年を経過する日又は就業開始日から1年を経過する日の早い方までの日までの日数を経過する日まで</p> <p>ウ ア及びイ以外の場合 大学等の卒業日又は修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内</p> <p>(3) 申請日から1年以上姫路市内に継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後又は修了後に法人等に就業し、転入日（住民票を移さず転出していた者については就業開始日）から1年以上、継続して姫路市内に居住する意思を有していること。</p>
<p>就業先に関する要件</p>	<p>次のいずれにも該当すること</p> <p>(1) 勤務地が兵庫県内に所在する企業等に、大学等を卒業し、又は修了してから1年以内に就職していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、就業開始予定日前1年以内であること。</p>

	<p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者並びに同条第4項に規定する接待業務受託営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者でないこと。</p> <p>(3) 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第7条に規定する暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する法人等でないこと。</p> <p>(4) 交付対象者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、移転費を申請する場合にあっては、この限りではない。</p>
<p>就業条件等に関する要件</p>	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。</p> <p>(2) 兵庫県内を中心とした勤務を基本とし、東京圏（条件不利地域を除く。）への勤務を前提としない就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、兵庫県内を中心とした勤務を基本とし、東京圏（条件不利地域を除く。）への勤務を前提としない就業である見込みであること。</p>
<p>その他の要件</p>	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 姫路市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難</p>

されるべき関係を有する者でないこと。

- (2) 日本人又は外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する特別永住者のいずれかの在留資格を有する者に限る。）であること。
- (3) この要綱による地方就職支援金の交付を受けたことがないこと。
- (4) その他市長が地方就職支援金の交付対象として不相当と認めた者でないこと。

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「兵庫県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
別紙3「兵庫県地方就職学生支援事業に係る申請要件」に記載された内容について		A. 該当する		B. 該当しない
移住日から1年以上継続して、〇〇市に居住する意思について (卒業後の申請の場合は申請日から1年以上)		A. 意思がある		B. 意思がない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

5 地方就職支援金の振込口座（本人名義に限る）

金融機関名	銀行 (金庫)			支店
金融機関番号・支店番号	.	口座番号		
口座名義人	(フリガナ)			

管理コード（兵庫県及び姫路市使用欄）	
--------------------	--

<添付書類>

- ・写真付き身分証明書（提示により本人確認ができる書類）
- ・卒業・修了証明書（卒業・修了日が就業開始日から前1年以内のもの）
※在学中の申請の場合は、在学証明書（卒業学年である確認が取れるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・捺印（公印）すること。）
- ・交通費の領収書
- ・就職先企業による就業証明書（新規採用者であること、対象経費の支給がないこと、申請者本人による当該企業への就職及び就業継続の意思の宣誓）
※勤務地限定型社員としての採用の場合は、その旨併せて記載されているもの
- ・移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を併せて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）
- ・地方就職支援金の振込口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し（振込口座の情報が確認できるもの）

様式第1号の2（第4条関係）

（宛先）姫路市長

申請年月日 年 月 日

地方就職支援金交付申請書（移転費）

ひょうごで働こう！UJIターン広報・就職促進事業における姫路市地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金（移転費）の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
大学・学部			

2 勤務先企業

勤務先	企業名		
	所在地		
就業開始日	年 月 日		

3 移転内容

日付	移住元（東京圏）	移住先	費用 ^{※1}

※1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

4 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

A. 移住先（〇〇市）に元からある（移動させていない） ^{※2}	
B. 他地域から新たに移住してきた（移動させた） ^{※2}	

※2 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

5 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※³

別紙1「地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「兵庫県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
別紙3「兵庫県地方就職学生支援事業に係る申請要件」に記載された内容について		A. 該当する		B. 該当しない
申請日から1年以上継続して、〇〇市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない

※3 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

6 地方就職支援金の振込口座（本人名義に限る）

金融機関名	銀行 (金庫)			支店
金融機関番号・ 支店番号	.	口座番号		
口座名義人	(フリガナ)			

管理コード（兵庫県及び〇〇市使用欄）	
--------------------	--

<添付書類>

- ・写真付き身分証明書（提示により本人確認ができる書類）
- ・卒業・修了証明書（卒業・修了日が就業開始日から前1年以内のもの）
- ・移転費の領収書
- ・就職先企業による就業証明書（新規採用者であること、対象経費の支給がないこと、申請者本人による当該企業への就職及び就業継続の意思の宣誓）
- ※勤務地限定型社員としての採用の場合は、その旨併せて記載されているもの
- ・移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を併せて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）
- ・地方就職支援金の振込口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し（振込口座の情報が確認できるもの）

4 移転内容

日付	移住元（東京圏）	移住先	費用 ^{※1}

※1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

5 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

A. 移住先（〇〇市）に元からある（移動させていない） ^{※2}	
B. 他地域から新たに移住してきた（移動させた） ^{※2}	

※2 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

6 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）^{※3}

別紙1「地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「兵庫県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
別紙3「兵庫県地方就職学生支援事業に係る申請要件」に記載された内容について	A. 該当する	B. 該当しない
申請日から1年以上継続して、〇〇市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない

※3 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

7 地方就職支援金の振込口座（本人名義に限る）

振込先金融機関名	銀行 (金庫)		支店
金融機関・支店番号	口座番号		
口座名義人	(フリガナ)		

管理コード（兵庫県及び姫路市使用欄）

<添付書類>

【全ての方】

- ・写真付き身分証明書（提示により本人確認ができる書類）
- ・卒業・修了証明書（卒業・修了日が就業開始日から1年以内のもの）
※在学中に交通費を申請する場合は在学証明書（卒業学年である確認がとれるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・捺印（公印）すること）
- ・交通費又は移転費の領収書
- ・就職先企業による就業証明書（新規採用者であること、対象経費の支給がないこと、申請者本人による当該企業への就職及び就業継続の意思の宣誓）
※勤務地限定型社員としての採用の場合は、その旨併せて記載されているもの
- ・移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を併せて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）
- ・地方就職支援金の振込口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し（振込口座の情報が確認できるもの。）

(様式第1号別紙1)

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 本要綱第8条の規定による報告及び立入調査について、姫路市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、ひょうごで働こう！UJI ターン広報・就職促進事業における姫路市地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額を返還します。
 - (1) 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - (2) 就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3カ月以内に要件を満たす別の企業に就業する場合を除く。）
 - (3) 在学中に交通費を申請した場合において、地方就職支援金の申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合
 - (4) 在学中に交通費を申請した場合において、地方就職支援金の申請日から1年以内に姫路市に転入しなかった場合
 - (5) 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める日から1年以内に姫路市以外の市区町村に転出した場合
 - ア 住民票を移して転出した者 姫路市への転入日
 - イ 住民票を移さず転出した者 就業開始日又は申請日のいずれか遅い日

ただし、2(5)について、姫路市から県内の他の事業実施市町や地域へ転出又は転居した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。

(様式第 1 号別紙 2)

兵庫県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

姫路市は、本要綱に基づく事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用するとともに、当該事業を協働して行う兵庫県に提供します。

また、姫路市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

(様式第1号別紙3)

兵庫県地方就職学生支援事業に係る申請要件

兵庫県地方就職学生支援事業（地方就職支援金）の申請に当たっては、下記（1）及び（2）の全てに該当している必要があります。

（1）移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当している。

（ア）次に掲げる事項の全てに該当している。

- a 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動等に係る経費（交通費）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。
- b 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

（イ）次に掲げる事項の全てに該当している。

- a 令和6年4月1日以後に姫路市内に移住したこと。ただし、在学中に交通費を申請する場合については、姫路市内に移住する意思を有していること。
- b 次に掲げる区分の場合に応じ、それぞれ次に定める期間に申請を行っていること。
 - (a) 在学中に交通費を申請する場合 就業開始予定日前1年以内
 - (b) 当該地方就職支援金に係る県に対する国の地方未来交付金の交付決定前であったことにより、卒業日又は修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内に申請を行うことができなかつた場合 当該交付決定があった日から、当該日の属する年度の4月1日から卒業・修了日から1年を経過する日又は就業開始日から1年を経過する日の早い方までの日までの日数を経過する日まで
 - (c) (a)及び(b)以外の場合 大学等の卒業日又は修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内
- c 申請日から1年以上、姫路市内に継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に就業先に関する要件に規定する法人等に就業し、転入日（住民票を移さず転出していた者については就業開始日）から1年以上、継続して居住する意思を有していること。

（ウ）次に掲げる事項の全てに該当している。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

- c その他兵庫県及び県内市町が地方就職支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げる（ア）及び（イ）に該当している。

（ア）次に掲げる事項の全てに該当している。

- a 勤務地が兵庫県内に所在する企業等に、（1）（ア）aの要件を満たす大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、就業開始予定日前1年以内であること。
- b 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者並びに同条第4項に規定する接待業務受託営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者でないこと。
- c 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第7条に規定する暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する法人等でないこと。
- d 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、移住に係る移転費については、この限りではない。

（イ）次に掲げる事項の全てに該当している。

- a 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- b 兵庫県内を中心とした勤務を基本とし、東京圏（条件不利地域を除く。）への勤務を前提としない就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、兵庫県内を中心とした勤務を基本とし、東京圏（条件不利地域を除く。）への勤務を前提としない就業である見込みであること。

※東京圏：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

※条件不利地域：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村又は平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。

（宛先）姫路市長

所在地
 事業者名
 代表者名
 電話番号
 担当者

就業証明書（地方就職学生支援金の申請用）

※在学中に交通費を申請する場合は、本様式を内定証明書として取り扱います。

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
内定年月日	年 月 日
就業年月日 (在学中に申請する場合は就業予定年月日)	年 月 日
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	該当する場合は□にチェックを入れてください。 □ 3親等以内の親族に該当しない
移住先地域内での就業の有無	該当する場合は□にチェックを入れてください。 □ 兵庫県内を中心とした勤務を基本とし、東京圏への勤務を前提としない就業である。（予定も含む※交通費の事前申請の場合）
対象経費の支援	いずれかの□にチェックを入れてください。 □ 就職活動等の参加に係る交通費の支給をしていない □ 当該地域への移動に係る移転費の支給をしていない

ひょうごで働こう！UJIターン広報・就職促進事業における姫路市地方就職支援金交付要綱に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、姫路市の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

様

姫路市長

印

ひょうごで働こう！UJI ターン広報・就職促進事業における
姫路市地方就職支援金交付決定通知書

ひょうごで働こう！UJI ターン広報・就職促進事業における姫路市地方就職支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり地方就職支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

地方就職支援金

円

（備考）

- ひょうごで働こう！UJI ターン広報・就職促進事業における姫路市地方就職支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、地方就職支援金の全額の返還を請求します。
 - 申請に当たって、虚偽の内容を申請したこと申請であることや居住や就業の実態がないことが判明した場合
 - 就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3カ月以内に要件を満たす別の企業に就業する場合を除く。）
 - 在学中に交通費を申請した場合において、地方就職支援金の申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合
 - 在学中に交通費を申請した場合において、地方就職支援金の申請日から1年以内に姫路市に転入しなかった場合
 - 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める日から1年以内に姫路市以外の市区町村に転出した場合
 - 住民票を移して転出した者 姫路市への転入日
 - 住民票を移さず転出した者 就業開始日又は申請日のいずれか遅い日
- 姫路市は、ひょうごで働こう！UJI ターン広報・就職促進事業における姫路市地方就職支援金交付要綱の規定に基づき、地方就職支援金の交付に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は立入調査を行います。報告又は立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

管理コード	
-------	--

様式第4号（第6条関係）

（宛先）姫路市長

請求年月日 年 月 日

地方就職支援金交付請求書

ひょうごで働こう！UJIターン広報・就職促進事業における姫路市地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の交付を請求します。

1 請求者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名	印		年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 交付請求額（交付決定額）

地方就職支援金	円
---------	---

<添付書類>

ひょうごで働こう！UJIターン広報・就職促進事業における姫路市地方就職支援金交付決定通知書の写し

4 再交付申請の理由

--

管理コード（兵庫県及び姫路市使用欄）	
--------------------	--

<添付書類>

- ・写真付き身分証明書（提示により本人確認ができる書類）
- ・卒業・修了証明書（卒業・修了日が就業開始日から前1年以内のもの）
※在学中の申請の場合は、在学証明書（卒業学年である確認が取れるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・捺印（公印）すること。）
- ・交通費の領収書
- ・就職先企業による就業証明書（新規採用者であること、対象経費の支給がないこと、申請者本人による当該企業への就職及び就業継続の意思の宣誓）
※勤務地限定型社員としての採用の場合は、その旨併せて記載されているもの
- ・移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を併せて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）
- ・地方就職支援金の振込口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し（振込口座の情報が確認できるもの）

様式第5号の2（第7条関係）

（宛先）姫路市長

申請年月日 年 月 日

地方就職支援金交付決定通知書再交付申請書（移転費）

ひょうごで働こう！UJIターン広報・就職促進事業における姫路市地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金（移転費）の交付決定通知書の再交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
大学・学部			

2 勤務先企業

勤務先	企業名		
	所在地		
就業開始日	年 月 日		

3 移転内容

日付	移住元（東京圏）	移住先	費用 ^{※1}

※1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

4 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

A. 移住先（姫路市）に元からある（移動させていない） ^{※2}	
B. 他地域から新たに移住してきた（移動させた） ^{※2}	

※2 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

5 再交付申請の理由

--

管理コード（兵庫県及び姫路市使用欄）	
--------------------	--

<添付書類>

- ・写真付き身分証明書（提示により本人確認ができる書類）
- ・卒業・修了証明書（卒業・修了日が就業開始日から前1年以内のもの）
- ・移転費の領収書
- ・就職先企業による就業証明書（新規採用者であること、対象経費の支給がないこと、申請者本人による当該企業への就職及び就業継続の意思の宣誓）
- ※勤務地限定型社員としての採用の場合は、その旨併せて記載されているもの
- ・移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を併せて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）
- ・地方就職支援金の振込口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し（振込口座の情報が確認できるもの）

4 移転内容

日付	移住元（東京圏）	移住先	費用 ^{※1}

※1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

5 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

A. 移住先（姫路市）に元からある（移動させていない） ^{※2}	
B. 他地域から新たに移住してきた（移動させた） ^{※2}	

※2 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

6 再交付申請の理由

--

管理コード（兵庫県及び姫路市使用欄）	
--------------------	--

<添付書類>

- ・写真付き身分証明書（提示により本人確認ができる書類）
- ・卒業・修了証明書（卒業・修了日が就業開始日から前1年以内のもの）
- ・交通費及び移転費の領収書
- ・就職先企業による就業証明書（新規採用者であること、対象経費の支給がないこと、申請者本人による当該企業への就職及び就業継続の意思の宣誓）
- ※勤務地限定型社員としての採用の場合は、その旨併せて記載されているもの
- ・移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を併せて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）
- ・地方就職支援金の振込口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し（振込口座の情報が確認できるもの）

年 月 日

様

姫路市長

印

ひょうごで働こう！UJI ターン広報・就職促進事業における
姫路市地方就職支援金交付決定通知書(再交付)

ひょうごで働こう！UJI ターン広報・就職促進事業における姫路市地方就職支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

地方就職支援金

円

- ひょうごで働こう！UJI ターン広報・就職促進事業における姫路市地方就職支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、地方就職支援金の全額の返還を請求します。
 - 申請に当たって、虚偽の内容を申請したこと申請であることや居住や就業の実態がないことが判明した場合
 - 就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3カ月以内に要件を満たす別の企業に就業する場合を除く。）
 - 在学中に交通費を申請した場合において、地方就職支援金の申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合
 - 在学中に交通費を申請した場合において、地方就職支援金の申請日から1年以内に姫路市に転入しなかった場合
 - 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める日から1年以内に姫路市以外の市区町村に転出した場合
 - 住民票を移して転出した者 姫路市への転入日
 - 住民票を移さず転出した者 就業開始日又は申請日のいずれか遅い日
- 姫路市は、ひょうごで働こう！UJI ターン広報・就職促進事業における姫路市地方就職支援金交付要綱の規定に基づき、地方就職支援金の交付に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は立入調査を行います。報告又は立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

管理コード	
-------	--